

仕 様 書

1. 業 務 番 号 : 令和8年度 第304号
2. 業 務 名 : 下水道中継ポンプ場保守点検・清掃業務委託
3. 業 務 場 所 : 明日香村大字大根田地内 他13箇所 (別紙位置図)
4. 業 務 期 間 : 契約日の翌日から令和9年3月31日
5. 業 務 内 容① : 保守点検業務

(1) 定期点検 14 機場 (別紙位置図)

業務の主な内容は次のとおりとし、月1回の調査点検及び調整を行うものとする。

① ポンプ施設の点検

- ・ポンプ槽の外観、内部点検
- ・ポンプの稼働状況
- ・ポンプ槽内の水の流れ
- ・ポンプ槽内の沈砂、スカム、ヘドロ等の堆積状況
- ・フロートスイッチ清掃、稼働確認
- ・配管等の漏れ点検

② ポンプ制御盤の点検

- ・制御盤の外観(損傷や腐食等)の点検
- ・故障表示等の有無及び非常通報等の点検
- ・電流計の指示値
- ・制御盤周辺の清掃
- ・制御盤内部の結線状況の点検
- ・ポンプスイッチ動作の確認
- ・ポンプ電流値の確認
- ・絶縁抵抗測定
- ・施錠の点検

③ 調整及び軽易な補修

- ・上記ア及びイの点検に伴い異常がある場合、軽易なものについては調整や補修を行うものとする。

(2) 臨時点検業務

故障や異常が発生した時は、直ちに当該施設に行き、故障内容等を確認するとともに、故障原因が簡易なものについては同時に復旧作業を行う。なお、重故障等により復旧しない時は、周辺の安全対策を講じるとともに発注者へ故障の状況を速やかに報告し、指示を受けるものとする。

(3) 業務報告

点検業務の報告は点検報告書に状況及び必要な事項を記入し提出すること。

6. 業務内容② : 清掃業務

(1) 清掃作業 14 機場 (別紙位置図)

業務の主な内容は次のとおりとし、年一回の清掃業務を行うものとする。

- ① ポンプ槽の砂、ヘドロの清掃
- ② ポンプ槽内のスカム、油清掃
- ③ ポンプ槽内側面のケレン
- ④ フロートスイッチの清掃
- ⑤ 圧送管排出口マンホール内部の点検・清掃

※内部の腐食状況が判別できるよう写真撮影し、報告書と共に提出する。

(2) 業務報告

清掃業務の報告は、作業終了後に状況及びその他必要な事項を記入し提出するものとする。

7. 業務内容③：ポンプ引上点検

(1) ポンプ引上点検 6 機場（別紙位置図）

※点検箇所は予定箇所であり、ポンプ稼働状況により変更することがある。

- ① ポンプ外装等点検
 - ・外装の腐食、破損、発錆、塗装剥離等の状態
 - ・吊り下げ金具、吊り下げ鎖の状態
 - ・ケーブルの劣化状態、結線箇所の状況
 - ・ポンプケーシングの空気抜き穴及び空気抜き弁、空気抜き配管の点検清掃
- ② 詳細点検
 - ・ポンプ羽根車の摩耗、破損状態、必要に応じてケーシングの状態
 - ・着脱金具の状態
 - ・吸込ノズルの磨耗・腐食状況、ポンプ接続状態
 - ・ポンプ側絶縁抵抗値の測定
 - ・フライホイール付ポンプにあってはフライホイールの状態
- ③ ポンプオイル交換
 - ・ポンプオイル交換
 - ・オイル状態確認（白濁の有無・変色・残量等）
 - ・オイル注入口の摩耗等の有無
- ④ その他
 - ・消耗品類の交換、軽微な補修作業

(2) 業務報告

ポンプ引上点検の報告は、作業終了後に状況及びその他必要な事項を記入し提出する。

8. その他（作業基準）

各作業においては、以下 3 点を必須条件とする。

- ① 公道上の作業においては、作業員とは別に交通誘導員を配置すること。
- ② 移動式クレーンを使用する場合は、作業内容に応じた資格者を配置すること。
- ③ マンホール蓋の開口時及びマンホール内に入る場合は、有毒ガス発生の確認を行うこと。